

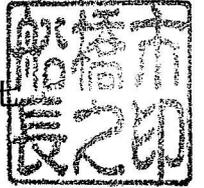
船 総 交 第 2 5 8 号

平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日

新京成電鉄株式会社

代表取締役社長 片 岡 遼 一 様

船橋市長 藤 代 孝



新京成線高根木戸駅等の一部時間帯無人化計画の再考及び  
前原駅、習志野駅、滝不動駅の常時有人化について（要望）

師走の候、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は本市の  
交通行政に対しまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴社は、平成19年12月1日から前原駅、22年4月1日から習志  
野駅、23年6月16日からは滝不動駅と、バリアフリー新法に定められた特  
定旅客施設である3駅において、一部時間帯の無人化を実施しているところ  
です。

この度、貴社から駅業務の効率化の一環として、上記3駅に続いて、平成  
24年度早期に一日の利用者が約8,000人を数え、特定旅客施設である高  
根木戸駅においても、一部時間帯の無人化を行うとの説明が12月13日にあ  
りました。市といたしましては、以下に述べる理由により、貴社の方針は、高  
齢者や障がい者などの移動制約者の利便性、安全性の向上を図ることを目的と  
したバリアフリー新法の趣旨に反する計画であると認識しております。

まず、職員のいない時間帯において多機能トイレの使用を停止していること  
は、トイレを使用せざるを得ない方に対する施設利用上の利便性を阻害するも  
のであり、法にいう「移動等円滑化」が図られていない状況にあります。特に、  
滝不動駅および高根木戸駅については、多機能トイレを整備する際に、平成

22年度に国及び市の補助金を受けたばかりの駅です。会計検査院の平成22年度決算検査報告によると、補助金により整備されたエレベーターの稼働時間に制限があり、移動等円滑化経路が十分に確保されていないものがある、と指摘がされております。多機能トイレの整備についても、エレベーター等の整備と同様に移動等円滑化を図るために補助していることから、現在の状況では補助金により整備された効果が十分に発現していないものと考えます。

次に、公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（以下ガイドラインという。）によると、「有人の改札口を併設することが望ましい」とされております。上記の会計検査院の報告には、国土交通省に対し「移動等円滑化設備の整備に対する補助金の交付に当たっては、当該設備が円滑化基準に適合し又はガイドラインに沿って、高齢者、障害者等にとって安全で利用しやすいものとなるよう、鉄道事業者等に対して、円滑化基準及びガイドラインについて周知徹底を図る」ことの改善を要求しております。

また、新高根・芝山、三咲、高根台の各地区自治会連絡協議会の代表が、貴社に対し、貴社の計画の中止を要望したと聞き及びました。市は今まで、一部時間帯の無人化を行うことにより、高齢者や障がい者などの移動制約者に対応する職員がいなくなることは、ソフト面において新たにバリアが発生するものと指摘しております。これらの地域は市域の中でも高齢化が進んでいることもあり、今回自治会連絡協議会の代表が要望したことは、貴社の方針が市民に対し災害発生時等を含めた緊急事態に対応できないのではないか、という不安を与えているものと考えます。

以上のことから、船橋市の交通機能の一翼を担う、本鉄道の特性及びバリアフリー新法の趣旨にご配慮いただき、今回説明のありました高根木戸駅、及び今後予定されている三咲駅の一部時間帯の無人化に対する計画を再考するとともに、前原駅・習志野駅・滝不動駅においても列車運行時間内で職員の配置されていない5時間程度の時間帯について職員を配置し、常時有人化とするよう重ねて強く要望いたします。

